



高齢者の外出支援について 救急業務の新たな取り組みについて

政進会 藤澤 菊枝

問 デマンド型交通のえび〜くるの実証運行が始まり1年がたちましたが利用状況を伺います。

答（市長）…高齢者が安心して外出できるようにさまざまな取り組みを実施しており、特にえび〜くるは介護予防や健康の保持増進を目的に事業を推進し、大変好評をいただいています。またユーバスも所管部を保健福祉部に移管して実証運行期間を延長し、えび〜くるとともに高齢者外出支援策を検証してまいります。なお、ぬくもり号、さくら号は令和8年5月末をもって運行終了し、えび〜くるへの利用を促すことを検討します。また、えび〜くるは綾瀬市との連携を予定しております。

問 デマンド型交通の綾瀬市との連携について決まっていることがあれば教えてください。

答（保健福祉部長）…11月から綾瀬市のA型デマンド型交通あやモビが本市商業施設や病院、駅前など20か所程度に乗り入れ、12月からはえび〜くるが綾瀬市役所、綾瀬厚生病院、綾瀬市文化会館の3か所で乗降可能となる予定です。

問 救急業務の新たな取り組みについての展望を伺います。

答（市長）…本市は人口増や高齢化、まちの進展を見据えて総合的な消防力強化のため、西分署の新設、南分署の移転、さらに4市消防通信指令業務の共同運用など、より広域的な協働体制のもとで救急業務の強化に取り組んでいます。そして、マイナ保険証を活用したマイナ救急や救急救命士の救命処置の拡大により迅速な病院搬送や処置が可能となります。有意義な実証事業を行い、新たな救急体制を構築しながらスピード感をもった業務によりさらなる市民サービス向上に努めてまいります。



12月から運行エリアが広がるえび〜くる



包括的性教育について

涼風の会 あいり あいこ

問 包括的性教育を学校教育に取り入れることへの見解について伺います。

答（教育長）…文部科学省の通知により、包括的性教育の一つとして「生命（いのち）の安全教育」の取り組みが開始されました。それを受け、教育委員会と学校が共に協力して取り組んでいます。7月に杉久保小学校で行われた生命の安全教育では、教員が日常の場面を再現して、それに対して子どもたちがさまざまな意見を出し合い、人権的な視点からどのようなことを感じたかから始まり、それが性教育の科学的なものにつながっていくという取り組みをしました。すでに積極的に取り組んでいます。今後、市内全小中学校で生命の安全教育に取り組んでまいります。

問 第4次男女共同参画プランへの位置付けを伺います。

答（市長）…本市の第4次男女共同参画プランは「誰もが輝くジェンダー平等社会」を基本目標に掲げ、国や県の基本理念を参考に策定しています。包括的性教育を男女共同参画の計画に記載する例はあまりありませんが、本市では、人権やジェンダー平等など若年層に向けた意識啓発が重要と考え記載しております。

問 保健福祉の施策として位置付けることについての見解を伺います。

答（保健福祉部長）…子どもたちが自分の命を大切に、他者を尊重できるように育つことは、人間関係づくりや将来の健康的な生活習慣につながる大切な基盤であると考えています。就学前における包括的性教育の内容は、保護者や地域社会の理解、専門的な知見の整理が欠かせません。

その他の質問

・農地の市街地化と人口増について



若者への相談窓口のあり方について 企業立地・事業拡大の支援策について

立憲民主えびな 藤枝 ふみひこ

問 相談者との相談内容をどのように記録し、継続管理するのか伺います。

答（保健福祉部長）…新規相談時には、相談者の氏名、話の内容、家族構成、経歴、配慮事項などを専用のシステムに入力して管理します。その後は支援を行う都度、聞き取り内容や対応状況を入力し次回以降の支援につなげます。また、他部署に引き継ぐ際は必要に応じて提供し、切れ目なくスムーズな引き継ぎを行っています。

問 障害者手帳をお持ちでないひきこもりの方からの相談には、どのように対応するのか伺います。

答（保健福祉部長）…ひきこもりの相談があった際は、まずは生活支援課で相談支援を行い、その方の特性を把握した上で最適なつなぎ先をご案内します。障害者手帳をお持ちでない方への対応では、その方の状況や意向によりますが、一つとして障がい福祉課へつなぎ、それが厳しい場合には通院に同行するなどして理解や気づきの促進など、押しつけではない丁寧な対応を心がけているところです。

問 企業の立地・事業拡大の推進における組織の体制について伺います。

答（経済環境部長）…市の産業振興を目的として平成20年度に企業立地促進条例を制定し、支援額を上回る成果や経済活性化につながりましたが、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた制度見直しを行い、企業振興促進支援方針を策定しました。本方針に基づいた企業振興支援を効果的に進める体制として、立地企業などに市が講ずる奨励措置の事業計画の認定などの審査や、方針の評価検証などを行う専門的な有識者によって構成される諮問機関を設置します。

